

第1章 プラン策定にあたって

第1節 策定の背景

1. 国の動向

わが国の経済発展に伴い、食を取り巻く社会環境が変化し、食に関する価値観や食生活のあり方が多様化してきています。

また、世帯構造の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが難しい場面や、地域社会の機能の低下などにより、食への感謝の意識や地域の食文化が失われていくことなどが懸念されています。さらに、栄養の偏りや食生活の乱れなどに起因する肥満や生活習慣病、低栄養などの問題が指摘されています。

このような状況の中、国では、食育を国民運動として本格的に取り組むために、平成17年6月に『食育基本法』が制定され、これに基づき、平成18年3月に『食育推進基本計画(計画期間:平成18～22年度)』を、平成23年9月に『第2次食育推進基本計画(計画期間:平成23～27年度)』を策定し推進してきました。

今後は、平成28年3月に策定された『第3次食育推進基本計画(計画期間:平成28年～32年度)』に基づき、以下の5つの重点課題に取り組んでいきます。

【第3次食育推進基本計画・重点課題】

- 1 若い世代を中心とした食育の推進
- 2 多様な暮らしに対応した食育の推進
- 3 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- 4 食の循環や環境を意識した食育の推進
- 5 食文化の継承に向けた食育の推進

2. 福岡県の動向

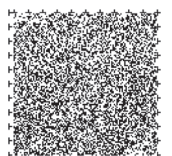
福岡県では、平成18年3月に『ふくおかの食と農推進基本指針』を、平成25年3月に『福岡県食育・地産地消推進計画(計画期間:平成25～29年度)』を策定し、2つの目指す方向と5つの基本方針に基づき施策を展開しています。

【目指す方向】

- 県民の健康で豊かな生活の実現
- 本県農林水産業への県民の広範な支持を拡大

【基本方針】

- 1 家庭・地域における食育の推進
- 2 学校における食育の推進
- 3 地産地消の推進
- 4 生産者と消費者の交流促進
- 5 県民運動への展開



3. 本市の動向

本市では、市民みんなが参加し、久留米の食を大切にするために、平成18年11月に『久留米市食育都市宣言』を行いました。

また、食育基本法を受け、国の「食育推進基本計画」、県の「ふくおかの食と農推進基本指針」を踏まえ、『久留米市食育推進プラン(計画期間:平成19～平成22年度)』(以下、「第1次プラン」という。)、『第2次久留米市食育推進プラン(計画期間:平成23～平成27年度)』(以下、「第2次プラン」という。)を策定し、3つの視点と4つの柱に基づいて農業、健康、教育、子育て、環境などの様々な分野で食育推進を図ってきました。

【第1次プランの特徴】

食育都市宣言の4項目の基本的な考え方を柱に推進する。

3つの視点

- 市民みんなが参加する
- 農業生産都市の特性を活かす
- 本市の地域資源を活かす

4つの柱

- 安全・安心な食
- 健やかな食
- 生きる力を育む
- 食の循環

【第2次プランの特徴】

本市の優れた特性を活かし、周知と実践のさらなる強化によって推進する。

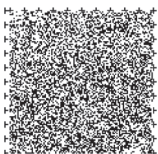
- ◆ テーマ:『市の特性を活かした市民協働による「生きる力を育む」食育』

3つの視点

- 市民みんなが参加し、協働する
- 農業生産都市の特性を活かす
- 本市の地域資源を活かす

4つの柱

- 久留米産農産物の消費を通じた安全・安心な食育
- 健全な食生活を送る食育
- 生きる力を育む食育
- 食への感謝と資源を大切にする食育

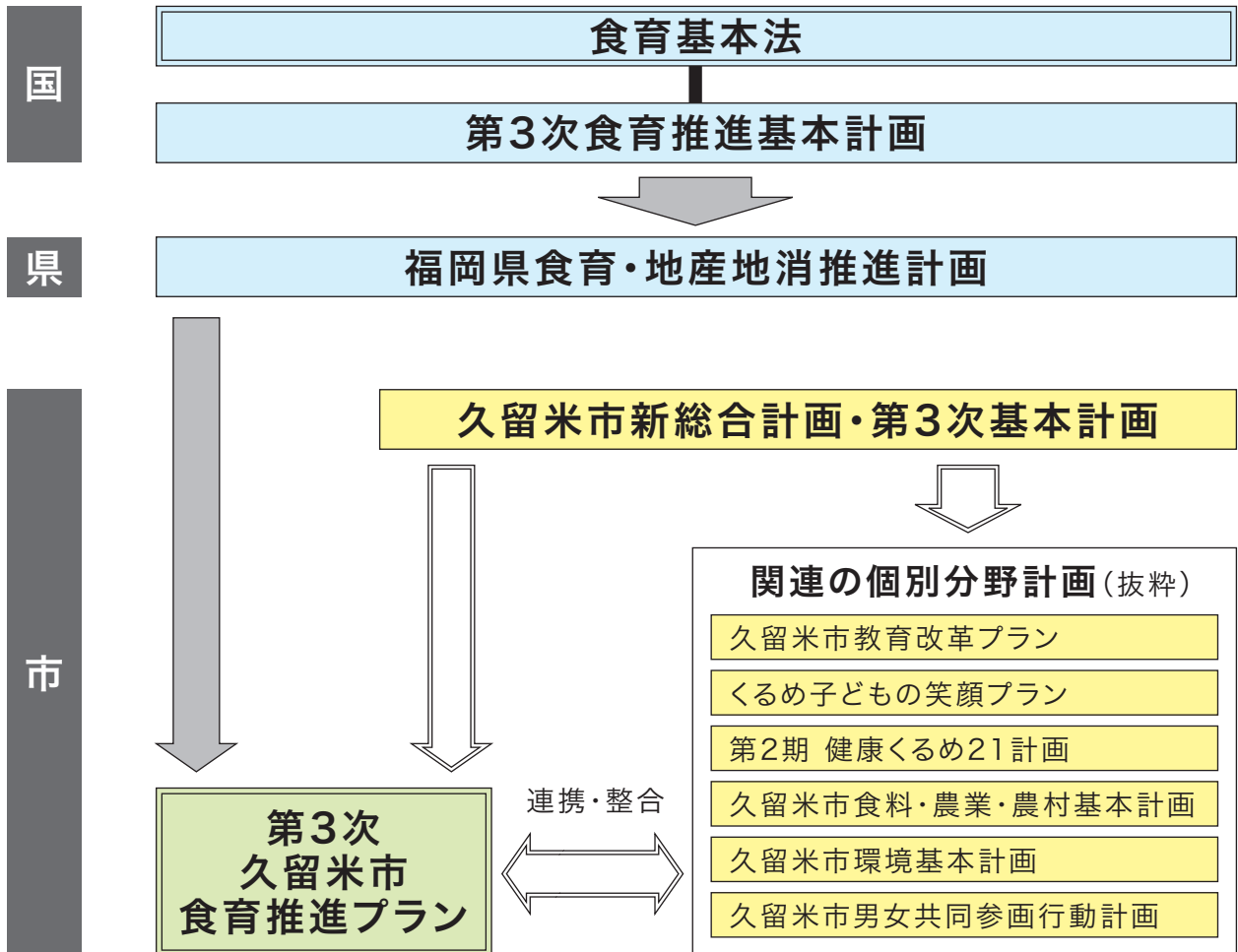


第2節 プランの位置づけと計画期間

1. プランの位置づけ

第3次久留米市食育推進プラン(以下「第3次プラン」という。)は、食育基本法第18条に基づいて策定した、久留米市の食育推進計画です。

また、国の「第3次食育推進基本計画」、及び、県の「福岡県食育・地産地消推進計画」、本市の「久留米市新総合計画」を上位計画とし、各分野の個別計画との連携・整合を図り策定したものです。



2. 計画期間

H28年～H32年度(5年間)

計画期間は、国の第3次食育推進基本計画の計画期間との整合を図り、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

